石狩湾新港管理組合告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和８年10月７日

石狩湾新港管理組合
管理者　鈴木　直道

１　資格及び調達をする役務等の種類

令和８年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（１）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（２）に定めるものとし、当該契約により調達をする物品は、（３）に定めるものとする。

（１）契約

令和８年10月７日（水）に一般競争入札の公告を行う暖房用燃料の単価契約

（２）資格

石狩湾新港管理組合の暖房用燃料単価契約に関する資格（以下「資格」という。）

（３）物品の種類

灯油（ＪＩＳ　１号）

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）令和８年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（分類17（暖房燃料）に該当する者に限る。）を有すること。

（４）北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

（９）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(10) 小樽市又は石狩市内に本店、支店又は営業所等を有すること。

３　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、令和８年10月７日（水）から令和８年10月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

（２）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、石狩湾新港管理組合のホームページにおいてダウンロードすることができる。

https://www.ishikari-bay-newport.jp/bid-information/

（３）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を持参又は送付により提出することにより行わなければならない。

４　資格審査の再申請

（１）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

7　資格に関する事務を担当する組織

（１）名称　　石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

（２）所在地　　郵便番号　061-3244　石狩市新港南２丁目725-1

（３）電話番号　0133-64-6661